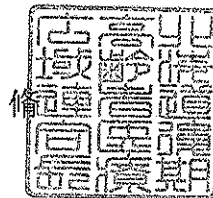


北海道後期高齢者医療広域連合告示第15号

北海道後期高齢者医療広域連合が発注する物品の製造の請負及び買入れその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示を次のように定め、平成20年5月23日から適用する。

平成20年5月23日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合が発注する物品の製造の請負及び買入れその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示

北海道後期高齢者医療広域連合が発注する物品の製造の請負及び買入れその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2項第2号中「平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第6号」を「平成20年北海道後期高齢者医療広域連合規則第1号」に、「第62条」を「第78条」に、「第74条第1項」を「第90条第1項」に改める。